

[REDACTED]
法務省民二第268号

平成25年4月12日

法務局長殿

地方法務局長殿

法務省民事局民事第二課長

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項の規定により登録免許税の免税措置を受けるための内閣総理大臣の書類の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり復興庁統括官から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

復本第599号
平成25年4月10日

法務省民事局長 殿

復興庁統括官

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項の規定により登録免許税の免税措置を受けるための内閣総理大臣の書類の様式について（照会）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第58条第1項の規定に基づく登録免許税の免税措置に関し、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転の登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成24年財務省令第12号）の一部が改正されたところ、同省令に規定する内閣総理大臣の書類の様式を、別紙様式のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

証明申請書

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 本店所在地

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
代表取締役 ○○ ○○

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第58条第1項の規定の適用を受けたいので、申請者が _____ から取得した不動産に関する権利につき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成24年財務省令第12号）に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

- 申請者は、_____から、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する債権買取り等の申込みに基づく債権の買取りによって又は法第16条第1項第3号に掲げる業務として、平成 年 月 日現在において同人が有する別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
- 申請者が上記1.の権利を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により、法第58条第1項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○

(別紙)

土地	所 在	地 番	地 目	地 積	権 利 の 種 類

建物	所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	権 利 の 種 類

(注) 「権利の種類」欄には、「所有権」、「抵当権（平成〇〇年〇月〇日受付第〇〇〇号）」等の振合いで記載する。

別紙乙号

法務省民二第267号

平成25年4月12日

復興庁統括官 殿

法務省民事局長

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項の規定により登録免許税の免税措置を受けるための内閣総理大臣の書類の様式について（回答）

本月10日付け復本第599号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。